

## 食育基本法の概要等

### 1 食育基本法の概要

栄養の偏り、不規則な食事、孤食や個食の増加、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全、自給率の低下、食べ残しや廃棄の増加に伴う環境問題など、我が国の食をめぐる問題に対処するため、平成17年6月に制定。

#### (1) 目的 (第1条)

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康的で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与

#### (2) 食育推進基本計画等

- (国の) 食育推進会議は、施策の総合的・計画的な推進のため、食育推進基本計画を作成 (第16条)
- 都道府県 (都道府県食育推進会議) は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するよう努めなければならない (第17条)

#### (3) 基本的施策 (第19~25条)

- 家庭、学校・保育所等、地域における食育推進
- 食育推進運動の展開
- 生産者と消費者との交流促進、環境と調和の取れた農林漁業の活性化等
- 食文化の継承
- 食品の安全性、栄養、食生活に関する調査、研究、情報の提供

### 2 現行計画「あいち食育いきいきプラン」を見直す背景

#### (1) 計画期間の満了

平成19年度から平成22年度の4年間

#### (2) さらなる食育の推進

- 県民の食育への関心の高まりなど、一定の成果があるものの、まだまだ改善が必要。
- 県計画の基本となる国の食育推進基本計画は、平成22年度末を目途に改定予定。

### 3 国の次期基本計画検討の状況

- 平成23年3月の「食育推進会議」で次期計画を決定予定。
- 当面、11月中旬以降 (当初予定から遅れ) の推進会議で、次期計画の骨子決定。
- 骨子案作成に向け、4/26、7/29に「食育推進評価専門委員会」を開催し、意見聴取。
- これまでの検討状況は以下のとおり。
  - ①基本計画の下、食育は着実に推進
  - ②今後の課題として、事務局が、「ライフステージに応じた生涯食育の推進」及び「食を通じたコミュニケーションの強化等、豊かな人間形成への取組推進」を提示